

西部

海区短信

Vol. 1 1

青森県海区漁業調整委員会事務局

平成23年3月15日



はじめに

第19期21回西部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）前田、工藤、後藤、富田、成田、中川、阿部、川山、古川、森、角田、立石、末永、野坂

欠席委員（敬称略）西崎

開催日時：平成23年3月8日（火）PM1：30～2：30

開催場所：青森市 アラスカ会館 4階「パール」



議 題

1 西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示について（決定）

サクラマスそ上親魚保護のための深浦町追良瀬川河口前面海域における操業制限に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長及び追良瀬内水面漁業協同組合長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 操業の制限

1 西津軽郡深浦町追良瀬川河口付近において、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線より沖合百メートルの線によって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業、一本釣り漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から210度（磁針方位による。以下同じ。）1,100メートルの点

イ 点アから291度100メートルの点

ウ 点エから289度100メートルの点

エ 河口右岸から18度500メートルの点

2 1の海域においては、一本釣りをしてはならない。

二 制限期間

平成23年4月1日から同年6月30日までとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

2 西部海区管内におけるまき餌づりの指示について（決定）

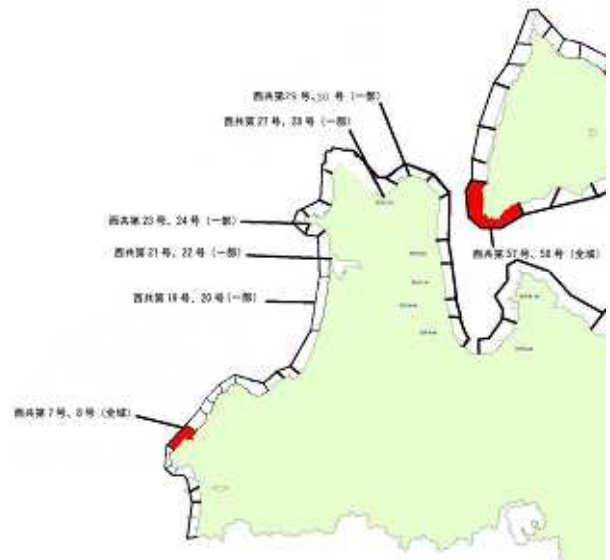
西部海区管内の共同漁業権漁場における遊漁者等によるまき餌づり禁止に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 共同漁業権漁場における制限

次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

漁場の位置	免許番号	禁止区域	禁止行為
深浦町横磯、深浦、広戸及び追良瀬地先	西共第 7 号 西共第 8 号	全域	遊漁によるまき餌づり
つがる市館岡、車力地先	西共第 19 号 西共第 20 号	一部	
五所川原市十三地先	西共第 21 号 西共第 22 号	一部	
中泊町小泊地先	西共第 23 号 西共第 24 号	一部	
今別町今別、浜名地先	西共第 27 号 西共第 28 号	一部	
今別町袈月地先	西共第 29 号 西共第 30 号	一部	
むつ市脇野沢地先	西共第 57 号 西共第 58 号	全域	



二 禁止区域の一部区域の指定

一に定める禁止区域の内、一部の区域は次の表のとおりとする

免許番号	禁止区域の指定
西共第 19 号 西共第 20 号	つがる市車力漁港区域
西共第 21 号 西共第 22 号	十三湖水戸口中央から半径 1,000メートル以内
西共第 23 号 西共第 24 号	次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア ライオン岩突端 点イ ライオン岩突端から真方位 222 度 30 分 600メートルの点 点ウ 中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から真方位 206 度 30 分 800メートルの点 点エ 中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱から真方位 206 度 30 分 800メートルの点 点オ 中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱
西共第 27 号 西共第 28 号	東津軽郡今別町今別漁港浜名地区浜名北防波堤と浜名東護岸・二号砂防堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域 東津軽郡今別町今別漁港今別地区北防波堤と今別川河口左岸導流堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
西共第 29 号 西共第 30 号	東津軽郡今別町大泊と袈月の境に設置した標柱と高野崎に設置した標柱を結ぶ線より内湾

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

四 指示の有効期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

3 西部海区管内におけるまぐろ等流し網漁業の指示について（決定）

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ釣り漁業や定置網漁業の操業確保と操業秩序を図るため、昭和60年7月6日付け西部海区委員会指示第三号（西部におけるまぐろ流し網漁業の禁止）により、総トン5トン未満の動力漁船を使用してまぐろ流し網漁業を営むことが禁止されたところですが、当該指示の中に禁止期間が明記されておりませんでした。

については、「指示の有効期間のない委員会指示は不適である」との国からの技術的指導に鑑み、今般、禁止期間を新たに織り込んで、第三者に対して周知徹底を図ることとし、以下の指示案を当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 操業の禁止

青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の青森県西部海区沖合海域において、マグロ、ブリ、サメ、サンマ、イワシ又はサバをとることを目的とする総トン数五未満の動力漁船を使用して行う流し網漁業の操業を禁止する。

二 禁止期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

次会の開催予定

開催時期 4月下旬

開催場所 青森市内

おわりに

西部海区管内において、本年度は大型クラゲの大量来遊やトドの襲来も見られず漁業被害がなく、ほっとした反面、日本海を北上するブリの本県沿岸域への接岸が少なく、また、スルメイカの漁場形成も良くなく、総じて不漁の年でありました。

漁業生産が自然環境等に大きく影響されることは止むを得ないことですが、どうしてそうなったのか、海況等がどうであったか等について知りたいと思っている関係漁業者は多くおられると思いますので、次年度以降、試験研究機関等におかれましては、ウオダス等を活用してピンポイントに「漁模様（例、ブリ漁）と海況」にかかる情報提供等をしていただければと思います。（文責山口）

連絡先

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL：017-734-9851

FAX：017 734 8166